ISSUE BRIEF

平成 19 年度税制改正案の概要

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 558(2007. 1.26.)

はじめに
Ⅰ 全体像
1 与党大綱の決定と今後の見通し
2 与党大綱の特徴
II 主要な改正項目
1 減価償却制度
2 中小企業関係税制
3 国際課税
4 組織再編税制
5 金融・証券税制
6 住宅・土地税制
7 再チャレンジ支援税制、その他
8 地方税
III 今後に持ち越された項目
おわりに

平成 18 年 12 月 14 日、与党の平成 19 年度税制改正大綱が決定された。安倍首相の掲げる経済成長路線に沿った内容で、企業減税が中心となっている。なお、平成 19 年度の国税・地方税をあわせた減税規模は、約 4,400 億円である。

税制改正では、減価償却制度の見直しのほか、留保金課税の見直し、エンジェル税制の拡充等の中小企業対策にも力点が置かれた。証券税制では、優遇措置が延長された。その他、住宅・土地税制の改正、再チャレンジ支援税制の創設等も決まった。その一方で、法人税の実効税率の引き下げは見送られたし、消費税率、所得税の各種控除の見直し等の問題にも、踏み込めなかった。

今秋には、消費税を含む税制の抜本改革への取り組みが始まるという。税制と国民負担のあるべき姿について、真摯な議論が早急に求められている。

財政金融課
(尾崎（おざき） 乾介（けんすけ）)

調査と情報
第５５８号

はじめに

平成 18 年 12 月 14 日、与党の「平成 19 年度税制改正大綱」（以下「与党大綱」とする。）が決定された。安倍首相の掲げる経済成長路線に沿った内容で、減価償却制度の見直し、同族会社の留保金課税の縮小など、企業減税が中心となっている。一方、経済界が求めていた、法人税の実効税率の引き下げは見送られたし、消費税を含む抜本的な税制改革の議論も、平成 19 年秋以降に先送りされた。

以下では、この与党大綱の全体像を示した上で、主要な改正項目を紹介し、若干の検討を試みる。

Ⅰ　全体像

1　与党大綱の決定と今後の見通し

平成 18 年 11 月 7 日、政府税制調査会は安倍首相から諮問を受けて新たに発足し、税制改正の議論に入った。自民党税制調査会も 11 月下旬から、税制改正に向けた本格的な議論を開始した。

平成 18 年 12 月 1 日、政府税制調査会から「平成 19 年度の税制改正に関する答申」（以下「税調答申」とする。） が提出され、12 月 14 日に、与党大綱が決定された。同 19 日には、財務省の「平成 19 年度税制改正の大綱」が公表されたのち、平成 19 年 1 月 19 日には「平成 19 年度税制改正の要綱」が閣議決定されている。

例年通りに進めば、2 月上旬に法案が通常国会に提出され、3 月末に成立の運びとなる。

2　与党大綱の特徴

安倍首相は平成 18 年 9 月の政権発足以来、「成長なくして財政再建なし[1]」との方針をとっているため、平成 19 年度税制改正の議論も、経済成長路線を支える税制の議論が中心となった。なお、消費税を含む税制の抜本改革については、首相は、平成 19 年秋以降に本格的な議論を行うとの方針を示している[2]。

与党大綱の中心は、経済活性化のための企業減税である。減価償却制度の見直しのほか、留保金課税の見直し、エンジェル税制の拡充等の中小企業対策にも力点が置かれている。証券税制では、平成 19 年度中に期限が切れる優遇措置の存廃が焦点となっていたが、1 年間の延長が決まった。税制の抜本改革を控えていることもあり、所得税の各種控除の見直し等は先送りされた。土地・住宅関連では、住宅のバリアフリー改修を促進する税制の創設、住宅ローン減税の延長拡充などが盛り込まれた。この他、再チャレンジ、子育てを支援する税制の実施なども決まった。

また、与党大綱では、消費税を含む抜本税制改革については、平成 19 年秋以降早期に取り組むこと、道路特定財源の見直しについては、平成 20 年度税制改正で対応することが、明記された。

税調答申で言及された法人税の実効税率の引き下げについては、与党大綱は、時期尚早

---

1 安倍首相、所信表明演説（第 165 回国会 衆議院本会議録 3 号 平成 18 年 9 月 29 日）

2 例えば、「首相『消費税論議、来年秋以降に本格論議』衆院代表質問」『日本経済新聞』2006.10.3.

として先送りした。

今回の改正は、ほぼすべての項目が、減税か税負担の軽減を延長する内容で、4年ぶりの減税型の税制改正となる。与党大綱による減税規模は、平成19年度で国税が4,080億円、地方税が362億円の見込みである。平成20年度以降の毎年の減税効果は、減価償却制度の見直しによる地方税減税分などが膨らむため、国税・地方税あわせて9,000億円規模となる見通しである。なお、巻末に、国税、地方税ごとに、初年度及び平年度の増減収見込み額を示した。

今年は、平成18年度税制改正で決まった定率減税の廃止[3]が実施される。したがって、今年の家計の税負担は増加する。また、所得税から個人住民税への税源移譲が行われるため、多くの世帯においては、所得税と個人住民税を合わせた月額負担が、1－5月は前年より軽く、6月以降は重くなる（表1参照）。

表1 定率減税廃止と税源移譲に伴う個人の税負担変化

（円、▲は減）

給与収入	税目	月額		年額
		平成19年1月-5月	平成19年6月以降	
300万円	所得税	0	0	0
	個人住民税	0	100	700
	合計	0	100	700
500万円	所得税	▲2,250	▲2,250	▲47,600
	個人住民税	0	5,400	65,200
	合計	▲2,250	3,150	17,600
700万円	所得税	▲5,720	▲5,720	▲71,200
	個人住民税	0	9,400	112,200
	合計	▲5,720	3,680	41,000
1,000万円	所得税	▲5,190	▲5,190	▲28,700
	個人住民税	0	9,800	117,500
	合計	▲5,190	4,610	88,800
1,500万円	所得税	240	240	108,200
	個人住民税	0	2,400	28,400
	合計	240	2,640	136,600

※専業主婦と子供2人がいる給与所得者。月額は平成18年6-12月との比較で、所得税はボーナスを除く。年額はボーナスを含め、平成19年6月以降の負担変化を平年度ベースで表したもの。
(出典)「住宅軸に小規模」『日本経済新聞』2006.12.15.

大和総研の試算によれば、定率減税の廃止により家計の可処分所得は、前年より1兆6,500億円押し下げられる[4]。ただ、これは、個人消費の0.2%程度の減少要因となるものの、景気への影響は、限定的と見られている[5]。

II　主要な改正項目

以下では、国税及び地方税の主要な税制改正の内容について紹介する。

1　減価償却制度

減価償却制度の見直しは、ほぼ40年ぶりとなる。制度の見直しが行われる背景には、現行の償却可能限度額、法定耐用年数、残存価額等の制度が、新たな設備投資を阻害しており、設備の老朽化、国際競争力や経済成長力の低下を招いているのではないか、との懸念があった。

具体的には、①主要国の中で100%償却できないのは日本だけであること、②主要国に比べて法定耐用年数が長い設備が多いこと、③制度が詳細すぎ、技術革新等の変化に対応しにくいこと、などが指摘されていた[6]（表2参照）。

与党大綱では、95%の償却可能限度額が撤廃され、設備投資に投じた費用が全額損金算

[3] 定率減税は、昨年半減されていたものが、今年は全廃される。昨年と比べると、所得税が最大で年12万5千円、個人住民税が最大で年2万円の負担増となる。
[4]「住宅軸に小規模」『日本経済新聞』2006.12.15.
[5]「財務省原案　景気への影響、限定的に」『日本経済新聞』2006.12.21.
[6] 鈴木英夫「企業関連税制の現状と課題」『租税研究』683号,2006.9,p.29-30,42-46.

表 2 減価償却制度の国際比較

	日本（現行→改正後）	アメリカ	イギリス	韓国
償却可能限度額	95%→100%	100%	100%	100%
残存価額	10%→0%	0%	0%	5%
耐用年数表の区分数	設備の種類毎に388区分 →変更なし（※）	耐用年数毎に3区分 （3年、5年、7年）	償却率で規定	耐用年数毎に4区分 （5年、8年、10年、12年）

（※）与党大綱では、平成20年度税制改正に向け、償却資産の使用実績等の調査、分析を進め、法定耐用年数や資産区分の見直しなどについて検討する、としている。（出典）財務省、経済産業省資料から作成。

入できるようになった。平成19年4月以後に取得する減価償却資産については、償却可能限度額、残存価額を廃止し、1 円の備忘価額まで償却できる。それ以前に取得した設備については、従来どおりの割合で償却を進め、95%の償却限度額に達した後、5 年間で備忘価額まで償却する。

法定耐用年数については、国際競争が激しい液晶・プラズマのパネル製造装置など3設備について、8‐10年が5年に短縮された。現行制度では、機械設備の償却期間は388に区分されており、すべてを見直すと作業が複雑になるため[7]、今回は3設備の見直しにとどまった。今後は、設備全般の耐用年数の短縮や、耐用年数表の区分の簡素化などが、検討課題となる。

減価償却制度の見直しで、法人税が減税になるのに伴い、地方税の法人住民税（法人税割）と法人事業税も減税となる。償却資産に係る固定資産税の減免も併せて議論されたが、固定資産税は市町村にとって重要な基幹税目であることから[8]、地方自治体側の反発が強く、今回の改正では見送られた。

減価償却制度の見直しにより、平成19年度で、企業に約4,000億円の減税が見込まれる。日本総研では、そのうち設備投資に回るのは約3,000億円で、GDP押し上げ効果は0.1%にとどまると見ている[9]。他方、経済産業省は、設備投資が約7,000億円、GDPが約1兆円増加すると試算している[10]。

減価償却制度の見直しが決まったことについて、産業界は企業の国際競争力が高まるとして、好意的に受け止めている。ただ、今回の見直しは、巨額の生産設備を保有する重厚長大産業に有利な反面、サービス産業にはほとんど恩恵が及ばないとの指摘もある[11]。

2　中小企業関係税制

与党大綱の中には、小規模ながら中小企業関係の減税措置も多くみられる。以下では、留保金課税制度、役員給与の一部の損金不算入、エンジェル税制、相続時精算課税制度の見直しについて取り上げる。

【留保金課税制度】 特定同族会社[12]に課されている留保金課税制度に関して、与党大綱は、

---

[7]「『減価償却』見直し歓迎」『産経新聞』2006.12.15.

[8] 固定資産税は、市町村税収の44%（平成18年度）を占めている。なお、固定資産税収うち、約2割が償却資産からの税収である。

[9]「景気停滞のリスク」『東京新聞』2006.12.25.

[10] 経済産業省「平成19年度税制改正について」2006.12,p.6.
＜http://www.meti.go.jp/press/20061214004/zeiseikaisei-set.pdf＞

[11] 野口悠紀雄「法人税の軽減で経済は活性化しない」『週刊ダイヤモンド』94巻43号,2006.11.11,pp.102-103.

[12] 同族関係者1グループで株式等を50%以上保有する同族会社。

資本金が１億円以下の中小企業について、適用除外とすることを盛り込んだ。

留保金課税は、法人税の納付や配当を実施した後に残った内部留保金に、10‐20%の税率で課税される。株主の過半数を経営者の親族らが占める同族会社が、配当をせずに利益を内部留保するのを抑制するために設けられた制度である。しかし、中小企業の多くが同族会社という実態もあって、長い間撤廃を求めてきた。

平成 18 年度税制改正において、同族会社の要件の緩和、留保控除額の拡充等、大幅な見直しが行われたものの[13]、留保金課税をされないためには、中小企業の平均並みの配当を行う必要があった[14]。中小企業にとって、設備投資資金の確保や財務の強化を図るには、内部留保が必要であるとの指摘があった。そこで今回、中小企業の資本蓄積を促進し、ベンチャー企業を支援する観点から、更なる見直しが行われ、資本金・出資金が１億円以下の中小企業に限って、留保金課税を撤廃することとした。

【役員給与の一部の損金不算入】 平成 18 年度税制改正において、特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置[15]が導入された。この措置は、個人事業者の法人成りによる節税メリットを抑制し、企業の経費の適正化を図ろうとするものであった。しかし、税理士業界を中心に、制度の見直しを求める声が多くあがっていた。与党大綱では、適用除外基準を従前の 2 倍の 1,600 万円に引き上げることが盛り込まれた。課税所得とオーナー役員給与の合計が 1,600 万円以下なら、オーナー役員給与の損金算入が認められる。この改正は、平成 19 年 4 月以後に開始する事業年度に適用される。

【エンジェル税制】ベンチャー企業への投資促進のために設けられたエンジェル税制について、与党大綱には、平成 19 年 3 月で期限切れを迎える特例について 2 年間延長するとともに、対象となる投資先を拡充することが、盛り込まれた。

エンジェル税制は平成 9 年から始まった制度で、個人投資家がベンチャー企業などの特定中小会社に投資した場合、税制上の優遇措置が与えられる制度である。具体的には、①投資時点では、投資額をその年分の他の株式譲渡益から控除できる、②売却時点では、ⅰ）譲渡損失を翌年以後 3 年間繰り越せる、ⅱ）譲渡益の税負担を 2 分の 1 に軽減する、との特例措置が講じられている。

しかし、対象となるベンチャー企業は、設立 10 年以内の未上場・未登録の中小企業に限られているうえ、要件が厳しく、制度を利用してベンチャー企業に流れている資金は、平成 17 年度で約 20 億円にとどまっていた[16]。

与党大綱では、平成 19 年 3 月に期限切れを迎える、譲渡益の税負担を 2 分の 1 に軽減する特例を、平成 21 年 3 月まで延長することが決まった。また、ベンチャー企業への資金供給をさらに促進するため、対象となる投資先企業の要件が緩和された。これまでは、製造業が中心だったが、サービス業や小売業へも支援対象が拡大された。

---

13 平成 18 年度税制改正については、鎌倉治子「平成 18 年度税制改正案の概要」『調査と情報‐ISSUE BRIEF‐』No.504,2006.1.25 に詳しい。

14 経済産業省 前掲注 10,p.19.

15 実質一人会社（特殊支配同族会社）のオーナー役員の給与について、個人段階（所得税）で利用可能な給与所得控除相当分を法人段階（法人税）で損金不算入とする制度。詳しくは、鎌倉 前掲注 13 参照。

16「ベンチャー投資税制拡充」『朝日新聞』2006.11.27.

【相続時精算課税制度】 親から子への事業承継に配慮した見直しが行われた。中小企業のオーナー経営者の親が、子供に自社株式を贈与する際に適用できる相続時精算課税制度について、特例が設けられた。贈与を受けた子が、代表者として経営に従事するなど、一定の要件を満たす場合に、親の年齢要件を現行の 65 歳以上から 60 歳以上に緩和し、株式等の贈与の非課税枠を 2,500 万円から 3,000 万円に拡大する。平成 19 年 1 月から平成 20 年 12 月までに株式等を贈与した場合に適用される。

3　国際課税

【移転価格税制】 移転価格税制は、国内で課税すべき所得が、国外に移転するのを防止するための制度である。例えば、海外の子会社に不当に安い価格で輸出することで、海外子会社の利益を増やし、国内親会社の利益を減らすなど、所得を海外へ移転しているとみられる場合に、国税庁が、第三者との通常の取引価格に置き換えて国内親会社の所得を再計算し、追徴課税する。企業の国際化が急速に進んでいることを背景に、国税庁が移転価格税制を適用する件数が増加している。

国内の企業にとって、海外子会社が現地で納税した後、移転価格税制を適用されると、同じ利益に対して 2 つの国から課税されることになってしまう。また、特に特許権など無形資産にかかわる取引では、価格の基準が明確でなく、企業と課税当局の見解が食い違う場合が多く発生している。

現行制度でも、追徴された場合、相手国との租税条約に規定があれば、国税庁に相手国との二国間協議を申し立てることができる。協議が合意に達すれば、二重に納めた税は還付されるものの、申請から還付まで数年を要することも多かった[17]。そこで、与党大綱では、相手国と相互協議を行っている間については、日本での追徴分の納税を猶予することが決まった。猶予期間中には延滞税も免除される。この改正は、平成 19 年 4 月から適用される。

取引価格が適正かどうかを国税庁にあらかじめ確認する「事前確認制度」では、現在、相談してから回答までに平均 2 年以上かかるとされ[18]、使い勝手の悪さが指摘されていた。与党大綱では、事前確認及び事前相談について、申請手続きの円滑化及び執行体制の整備を図るとともに、運用の明確化に向けた取り組みを進めることが盛り込まれた。

多くの場合、移転価格税制は、どちらの国に課税権があるかという政府間の問題としての側面がある。国税当局には、企業に二重課税の負担が及ばないようにする一層の工夫が求められる[19]。

4　組織再編税制

【三角合併の解禁に伴う税制整備】 三角合併は、合併による消滅会社の株主に、合併の対価として存続会社の親会社の株式を交付する手法である。会社法による合併等対価の柔軟化の措置として、平成 19 年 5 月から解禁される。

与党大綱では、これまで税制上、適格再編と見なされていなかった三角合併についても、適格再編として、組織再編税制の枠組みに沿って、法人レベル、株主レベルの双方で、譲

[17]「移転価格税制に納付猶予措置」『日本経済新聞』2006.12.7.
[18]「移転価格税制の基準明示」『日本経済新聞』2006.12.7.
[19]「経済活性化へ半歩前進の税制改革」『日本経済新聞』2006.12.15.

渡損益の計上を繰り延べることが認められた。これにより、①消滅法人から存続法人への資産移転に伴う譲渡損益や、②消滅法人の株主が消滅法人の株式と引き換えに親会社株式の交付を受ける際の譲渡損益について、課税の繰り延べができる。すなわち、株主についてみれば、消滅法人の株主は、株式交換の時点では帳簿価額のまま資産を移転でき、交換された親会社株を実際に売却する際に、はじめて譲渡損益が課税されることになる。

なお、株式の交付を受ける消滅法人の株主が非居住者や外国法人であった場合で、親会社が外国会社であった場合、非居住者等が海外で流通する株式を取得することになる。課税繰り延べを認めると、譲渡損益が実現する際に日本の課税当局が課税機会を失する恐れがある。そこで、与党大綱では、非居住者等株主については、国内に「恒久的施設」を有し、株式を国内事業の資産として管理する場合にのみ、課税の繰り延べを認めるとした。

外国法人が日本に設立したペーパーカンパニーなどとの合併を、適格再編とするかどうかについては、与党大綱は、関連法令で基準を明確化する方針を示した。ただ、個別案件に繰り延べを認めるか否かは、国税庁の判断になるので、外国企業は税務面の見通しが立てにくくなる。欧米企業からは、三角合併が利用しにくくなる、との声も出ている[20]。

5　金融・証券税制

表 3　主な金融商品の税率

	本則税率	現行	改正内容
預貯金の利子	20%	20%	なし
上場株式の譲渡益	20%	10%（H19 年末まで）	H20 年末まで延長
上場株式の配当	20%	10%（H20 年 3 月まで）	H21 年 3 月まで延長
非上場株式の譲渡益	20%	20%	なし
非上場株式の配当	20%	20%	なし

（出典）財務省資料から作成。

証券税制では、軽減税率の存廃が焦点となっていた。現在、上場株式の譲渡益、配当への課税は本則税率 20%（所得税 15%、個人住民税 5%）から 10%（所得税 7%、個人住民税 3% ）へと軽減されている。この措置は、個人金融資産を預貯金から株式市場に誘導するとともに、低迷する株価にテコ入れする目的で、平成 15 年から 5 年間の時限的な措置として導入されたものである[21]。上場株式の譲渡益は平成 19 年 12 月、配当は平成 20 年 3 月に期限切れを控えていた（表 3 参照）。

金融庁や証券業界からは、個人金融資産に占める株式・投資信託の保有割合は、いまだ 10%程度に過ぎず、「貯蓄から投資へ」の流れを定着させる必要があるとして、軽減税率延長の要望が出ていた。一方、株式を所有する富裕層優遇であるとの批判も強く[22]、財務省は、預貯金の利子などと同じ 20%に戻す方向で検討を進めていた[23]。税調答申でも、軽減税率廃止が盛り込まれていた。

与党大綱では、軽減税率をそれぞれ 1 年間延長した上で、廃止することが決まった。さらに、異なる金融商品間の損益通算の拡大策を検討し、平成 21 年（度）中の導入を目指すとの方向性が示された。その際、市場の混乱を避けるための特例措置を検討するとした。

期限付きの優遇では、依然「貯蓄から投資へ」の政策目的の達成には不十分[24]、との声もある。課税の簡素化、損益通算による投資リスクの軽減などの観点からは、適切な損益通算を認めるなど、金融所得課税の一体化に向けた取り組みが望まれる。しかし、金融所

[20]「『三角合併』を妨げないような税制に」『日本経済新聞』2006.12.10.
[21]「廃止時期・経過措置焦点に」『日本経済新聞』2006.12.10.
[22]「証券優遇税制 特別扱いの時期は過ぎた」『毎日新聞』2006.12.6.
[23]「証券税制軽減措置」『日本経済新聞』2006.12.6.
[24]「証券税制 期限付き優遇『不十分』」『産経新聞』2006.12.15.

得一体課税を導入する場合、どのような形で導入するのか、配当の二重課税問題[25]にどう対応するのか、金融取引の所得を把握するための納税者番号導入の是非など、検討すべき課題は多い[26]。平成 21 年には、株券のペーパーレス化が完了し、各個人の株式保有状況や売買状況が明確になる。この 1 年間の延長は、金融所得課税の一体化に向けての議論を深める猶予期間として位置づける必要があろう[27]。

6　住宅・土地税制

【住宅ローン減税】所得税の住宅ローン控除制度[28]は、平成 17 年度入居分から減税規模を段階的に縮小し、平成 20 年入居分で打ち切られることが決まっている。三位一体改革による国から地方への税源移譲に伴い、中低所得者層の減税額が、当初の想定よりも目減りする場合が出るため、平成 19 年、20 年の入居者に対して、現行制度よりも控除率を引き下げた上で、控除期間を 15 年に延長する特例が新設された（表 4 参照）。入居者は、10 年か 15 年かを選択できる。

表 4 住宅ローン減税の仕組み

入居	控除期間	減税対象のローン残高上限	ローン残高に対する控除（減税）の割合	最大減税額
平成19年	10年	2,500万円	1-6年目　1%	200万円
			7-10年目　0.5%	
	15年（新設）		1-10年目　0.6%	
			11-15年目　0.4%	
平成20年	10年	2,000万円	1-6年目　1%	160万円
			7-10年目　0.5%	
	15年（新設）		1-10年目　0.6%	
			11-15年目　0.4%	

（出典）「住宅優遇税制 軒並み延長」『日本経済新聞』2006.12.7.

なお、平成 18 年度までの入居者に対しては、目減り分を個人住民税の減税で補填することが、平成 18 年度税制改正で決定されている。

【バリアフリー改修促進税制】 高齢者や障害者の住環境を改善するため、廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、手すりの設置、段差の解消などのバリアフリー改修工事を行った場合に、所得税と固定資産税を優遇する措置が設けられた。介護保険法の要介護・要支援認定者や障害者、高齢者（本人が 50 歳以上、または同居人が 65 歳以上）を対象とする。

対象者が、バリアフリー改修工事のために住宅借入金等を借り入れた場合、ローン残高（1,000 万円を上限）の 1‐2%相当額が、5 年間にわたり所得税から税額控除される。この改正は、平成 19 年 4 月から平成 20 年 12 月までに、改修した住宅へ入居した場合に適用される。

また、改修工事の翌年度分について、家屋にかかる固定資産税（100 ㎡相当まで）の 3 分の 1 が減額される。この改正は、平成 19 年 4 月から平成 22 年 3 月までに改修工事が完了した場合に適用される。

【買換え特例及び譲渡損失の繰越控除の延長】個人の住宅の売却に伴い譲渡損が生じた場合の繰越控除制度について、3 年間の延長が決まった。この特例措置は、買い換えによって売却損が生じたり、賃貸マンションへの住み替え後にローン残高が残った場合などに、住宅売却損を最大 4 年間にわたって所得から控除する仕組みである。適用期限が平成 18

[25] 配当は、企業の税引き後の利益から支払われており、配当への課税が二重課税となる問題。
[26]「市場安定を優先」『日本経済新聞』2006.12.12.
[27]「来年は『気配り』では済まない」『読売新聞』2006.12.15.
[28] 住宅ローン残高に応じて、一定割合を所得税から税額控除する制度。

年末までであったが、買い換え資産の家屋について、床面積要件の上限（280㎡）を撤廃した上で、適用期限を3年延長し、平成21年3月までとすることが決まった。

7　再チャレンジ支援税制、その他

【再チャレンジ支援税制】 高齢者や障害者などを一定以上雇用する企業や、次世代育成支援に取り組む民間企業への助成を行う公益法人などに対し、企業が寄付をした場合に、法人税を軽減するなどの制度が設けられた。寄付した企業は、一般の寄付金の損金算入限度枠とは別枠で損金算入できる。

この改正については、現行制度が認めた寄付金の非課税枠を使い切っている企業は少ないことから、新制度が十分に利用されるかどうか疑問であるとの指摘もある[29]。

【子育て支援税制】 少子化対策では、子育て支援に取り組む企業への優遇税制が導入された。事業所内に従業員向け託児所を作った企業は、設置から5年間について、大企業は20%、中小企業は30%の割増償却ができる[30]。平成19年4月から平成21年3月までに託児所を新設した場合に適用される。

【寄付金控除】 所得税の寄付金控除の限度額が、総所得の30%から40%に拡充された。国・地方自治体、特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）への寄付を促すことが目的である。

8　地方税

地方税の主要項目としては、次のものがある。国税の項で前述している項目については、参照先を付した。

（1）法人所得課税における減価償却制度の見直し→ p.2
（2）上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限の１年間延長→ p.6
（3）住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設→ p.7
（4）低公害車に係る自動車取得税の特例措置の見直しと延長

低公害車に係る自動車取得税の軽減措置について、対象となる車種を絞った上で、適用期限が2年間延長された。例えば、自家用のハイブリッド乗用車を購入する場合であれば、優遇措置は段階的に縮小され、平成19年度の税率は3%、平成20年度は3.2%となる（表5参照）。また、排出ガス・燃費要件により対象車種を絞り込むため、車種は約40から約30に減少する[31]。

表5 低公害車の自動車取得税の軽減税率

	自家用	営業用
電気自動車	2.3%	2.3%
天然ガス自動車		
ハイブリッド自動車（バス・トラック）		
ハイブリッド自動車（乗用車）H19年度	3%	1%
ハイブリッド自動車（乗用車）H20年度	3.2%	1.2%
本則税率（参考）	5%	3%

（出典）総務省資料から作成。

[29] 前掲注27.
[30] 対象企業は、大企業は従業員301人以上、中小企業は300人以下の企業。
[31]「普及期入りで段階縮小」『日本経済新聞』2006.12.29.

III　今後に持ち越された項目

（1）消費税

消費税については、具体的な議論は先送りされたものの、与党大綱には、平成19年秋以降、「早期に、本格的かつ具体的な議論を行い」、平成19年度を目途に、「消費税を含む税体系の抜本的改革を実現すべく、取り組んでいく」との方針が盛り込まれた。

平成18年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2006」では、平成23年度に国・地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を達成するため16.5兆円が要対応額であるとし、歳出削減の他に、2－5兆円の増税が必要との見通し（消費税率 1－2%分に相当）が示された[32]。一方、大幅な税収増が見込まれることを受けて、平成18年12月26日に経済財政諮問会議で了承された内閣府の試算では、基礎的財政収支黒字化のための必要額は13兆円に圧縮され[33]、増税無しでの財政再建も可能との見方も出ている[34]。

しかし、平成21年度には基礎年金の国庫負担割合の引き上げが予定されており、安定財源を確保するために消費税率引き上げが議論されよう。また、基礎的財政収支の黒字化は、財政再建の到達点ではない。2010年代半ばに向けた公的債務残高対GDP比の安定的な引き下げや、社会保障給付の増加を見据えた議論も望まれる。

（2）道路特定財源

道路特定財源は、現在、一般財源化の方向で議論が進められている[35]。直近の課題としては、本則税率に上乗せされている暫定税率が、平成20年3月末（自動車重量税は平成20年4月末）で期限が切れることがある。与党大綱には、平成18年12月8日に閣議決定された「道路特定財源見直しに関する具体策」[36]を踏まえ、平成20年度税制改正において対応を行うことが盛り込まれた。

平成18年度は試行的に472億円が一般財源化された。平成19年度予算案でも、国税分の道路特定財源3兆4,076億円のうち、1,806億円を一般財源化するにとどまった。

（3）法人税の実効税率[37]の引き下げ

法人税の実効税率の引き下げは、税調答申では、「引き下げの問題が提起された」と言及されたものの、与党大綱では、時期尚早として盛り込まれなかった。わが国の法人税の実効税率は約40%で、米国やドイツとは同水準だが、30%前後の英国、フランス、韓国と比べると高く[38]、経済界が引き下げを強く求めている[39]。国際競争力の観点からは、引き下げ

---

[32]「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」2006.7.7,p.47.
＜http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2006/0707/item1.pdf＞

[33] 内閣府「財政健全化の中期的目標及び平成19年度予算案との関係について」2006.12.26
＜http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2006/1226/item3.pdf＞

[34]「財政再建必要額減る」『朝日新聞』2006.12.27.

[35] 見直しの議論は、池田勝彦「道路特定財源の見直し」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』No.539,2006.5.8に詳しい。

[36] この具体策では、①平成19年中に道路整備の中期計画を作成する、②20年度以降も現行の税率を維持する、③国の道路財源の見直しについて、現行の仕組みを改める法改正を平成20年の通常国会で行う、④毎年度の予算では道路歳出を上回る税収を一般財源とする、などが決まった。

[37] 法人税の実効税率とは、法人所得にかかる国税と地方税の税率を、損金算入の調整をした上で合算した税率。

[38]「法人税基礎資料［G・D3-2］」税制調査会,2006.11.21,p.7.
＜http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/siryou/gd3kai3-2.pdf＞

[39] 日本経団連の御手洗会長は、法人税の実効税率は30%をめどにして考えるべき、と発言している（「経団連

ざるを得ないという意見は多い[40]。

しかし、法人税を減税すると、他の税目で補う必要があり、将来の消費税率の上げ幅が大きくなる可能性がある。仮に、10%引き下げると、4.4 兆円の減税となり、消費税 2%分に相当するとの見方もある[41]。また、国際競争を旗印に、国内向けサービスを含む全体の法人税を引き下げるのは適切でないという指摘や、アメリカが日本と同じく高税率であるにもかかわらず、1990 年代以降繁栄を続けており、税率が競争力に影響するという議論は疑わしいとの主張もある[42]。定率減税の廃止など、家計の増税が先行しているだけに、企業減税へ世論の理解を得られるのかは不透明であり、今後の議論は曲折も予想される。

おわりに

以上、与党大綱の概要と、今後に持ち越された課題を概説してきた。既に述べたように、平成 19 年度税制改正は、経済活性化に主眼を置いた内容となった。主要紙の論調では、経済活性化に気を配った点は評価できる[43]との見方がある一方、企業や富裕層への優遇が過ぎる[44]との批判もあり、評価が分かれている。証券優遇税制の 1 年延長に対しても、格差問題や利子所得との公平性から見て問題[45]、という指摘もみられる。連合など労働界は、所得格差を是正する観点から、減価償却制度の見直しのような企業減税よりもむしろ、所得税や相続税による所得再分配機能の強化を求めている[46]。

平成 19 年度税制改正の議論では、消費税や所得税などの抜本改正に向けた議論までは踏み込めなかった。法人税の実効税率の問題についても同様に先送りされた。子供の扶養控除拡大や税額控除の新設といった本格的な子育て支援の議論も、同様である。

今秋から税制の抜本改革の議論が始まるという。しかし、今後に残された課題を列挙すると、「抜本改革」に至る道のりは険しい。財政健全化、社会保障の安定財源とされる消費税引き上げにどう向き合うかは、差し迫った問題である。税制および国民負担のあるべき姿について、真摯な議論を重ね、将来ビジョンを描き、各分野において制度設計に着手することが、早急に求められている。

会長、法人実効税率『30%』に」『日本経済新聞』2006.11.14.)。

[40] 例えば、森信茂樹「避けられぬがあわてるな」『朝日新聞』2006.12.4.

[41]「4 兆円減税財界大合唱」『朝日新聞』2006.11.18.

[42]「企業減税は消費税にツケ」『AERA』19 巻 55 号,2006.11.27,pp.78-79.

[43] 前掲注 19.

[44]「財政再建はどこに行った」『毎日新聞』2006.12.15.

[45] 前掲注 27.

[46]「抜本見直しが目の前に」『東京新聞』2006.12.18.

巻末表

平成 19 年度税制改正による増減収見込額（国税）

(無印は増収、▲は減収。単位:億円)

改正事項	平年度	初年度
1 減価償却制度	**▲5,110**	**▲4,020**
2 中小企業関係税制	**▲ 400**	**▲ 120**
(1)特定同族会社の留保金課税制度の見直し	▲ 270	▲ 80
(2)特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の見直し	▲ 130	▲ 40
3 住宅税制	**▲ 650**	**70**
(1)税源移譲に対応した住宅ローン減税の特例の創設	▲ 620	50
(2)住宅のバリアフリー改修促進税制の創設	▲ 50	▲ 0
(3)住宅金融支援機構の抵当権設定登記に対する措置	20	20
4 その他		
(1)寄付金税制等	**▲ 130**	**▲ 80**
①寄付金控除の控除対象限度額の引上げ	▲ 20	▲ 10
②地域産業活性化支援税制の創設	▲ 40	▲ 30
③電子政府を推進するための税制の創設	▲ 30	▲ 0
④農業経営基盤強化準備金制度の創設	▲ 20	▲ 20
⑤事業革新設備の特別償却制度の見直し	▲ 20	▲ 20
(2)その他租税特別措置の廃止・延長等	**100**	**70**
合計	**▲6,190**	**▲4,080**

(出典) 財務省資料

平成 19 度税制改正による増減収見込額（地方税）

(無印は増収、▲は減収。単位:億円)

改正事項	平年度	初年度
1 個人事業税	**▲ 0**	**－**
課税対象事業の範囲から助産師業を除外	▲ 0	－
2 法人事業税	**2**	**－**
税率の特例措置の整理合理化	2	－
3 不動産取得税	**0**	**0**
非課税等特別措置の整理合理化等	0	0
4 自動車取得税	**9**	**5**
低公害車に係る特例措置の見直し	9	5
5 軽油取引税	**1**	**1**
課税免除措置の一部の廃止	1	1
6 狩猟税	**▲ 2**	**▲ 2**
網・なわ猟免許の分割に伴う狩猟税の税率の見直し	▲ 2	▲ 2
7 固定資産税	**▲ 9**	**－**
(1)バリアフリー改修に伴う減税措置の創設	▲ 23	－
(2)非課税等特別措置の整理合理化等	13	－
8 事業所税	**2**	**2**
非課税等特別措置の整理合理化等	2	2
9 都市計画税	**1**	**－**
非課税等特別措置の整理合理化等	1	－
合計	**4**	**6**
国税の税制改正に伴うもの	**▲2,526**	**▲ 368**
個人住民税	▲ 80	－
法人住民税	▲ 927	▲ 141
個人事業税	▲ 14	－
法人事業税	▲1,505	▲ 227
再計	**▲2,522**	**▲ 362**

(出典) 総務省資料